

上総第8827号  
平成28年3月28日

上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会  
会長 大森康正様

上越市長 村山秀幸

上越市個人情報保護条例の規定に基づく報告について

上越市個人情報保護条例の規定に基づき、下記の業務の登録について報告します。

記

- 1 指定管理者の指定に関する施設【指定管理者登録変更】
  - (1) 安塚雪だるま高原ほか6件（観光振興課）
  - (2) くわどり湯ったり村、ヨーデル金谷、ゆったりの家（農村振興課）

指定管理者個人情報取扱業務登録票（変更）（報告）

課 名 観光振興課、農村振興課

指定管理者が管理を行う施設の名称	安塚雪だるま高原その他指定管理者更新施設 7 件
指定管理者の名称	【安塚雪だるま高原】株式会社キューピットバレイ 【その他指定管理者更新施設 7 件】 8 8 ページに記載のとおり
指定する期間	平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで
取り扱う個人情報の項目	氏名、住所、電話番号、メールアドレス、加入団体、利用内容など 利用承認申請書、制限行為許可申請書、使用料減免申請書及び承認等に係る決定通知書にある情報
個人情報の収集方法	本人から直接収集する。
個人情報保護に係る指定条件	管理運営業務仕様書で指定 (1) 個人情報の保護を徹底すること。 (2) 事故等の報告義務 (3) 業務上知り得た個人情報については、上越市個人情報保護条例により適正な取扱いをしなければならない。 ・個人情報の漏洩の防止 ・目的外利用の禁止や第三者への提供禁止 ・提供資料の返還義務 など (4) 業務の再委託の禁止 (5) 指示違反等の場合の指定取消しや業務一部停止 (6) 個人情報の管理についての調査に応ずる義務 など

### 【指定管理者個人情報取扱業務登録の変更について】

指定管理者制度を導入している公の施設の業務登録のうち8件について、指定期間の満了に伴い、本年4月1日に新たに指定管理者の指定が行われることから、業務登録の変更を行うもの。  
対象施設及び変更箇所は、この登録票のほか、次ページ以降のとおり。

#### 指定管理者個人情報取扱業務の変更について

1 指定管理者が管理を行う施設の名称

安塚雪だるま高原

2 変更箇所

変更箇所	変更前	変更後
指定する期間	平成26年4月1日から平成28年3月31日まで	平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

3 変更理由

指定期間の満了に伴い新たに指定管理者を指定するもの

4 変更期日

平成28年4月1日

5 業務の概要

(1) 実施目的

公の施設の管理運営を指定管理者により行うため

(2) 業務内容

- ・ 施設の利用の承認に関する業務
- ・ 施設及び設備の維持管理に関する業務
- ・ その他施設の管理に関し市長が必要と認める業務

指定管理者の更新に伴う指定管理者個人情報取扱業務登録票の変更について

	指定管理者が管理を行う施設の名称	課名	指定管理者の名称	指定する期間	
				変更前	変更後
1	三和ネイチャーリングホテル米本陣	観光振興課	三和振興株式会社	平成26年4月1日から平成28年3月31日まで	平成28年4月1日から平成31年3月31日まで
2	うみてらす名立		株式会社ゆめ企画名立		
3	吉川ゆったりの郷		株式会社ゆったりの郷		
4	柿崎マリンホテルハマナス		柿崎総合開発株式会社		
5	大潟健康スポーツプラザ鶴の浜人魚館		株式会社大潟地域活性化センター		
6	板倉保養センター		黒倉ふるさと振興株式会社		
7	くわどり湯ったり村、ヨーデル金谷、ゆったりの家	農村振興課	リフレ上越山里振興株式会社	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	

変更理由	取り扱う個人情報 情報の項目	個人情報 の収集 方法	個人情報保護に係る指定条件	業務の概要
<p>指定期間の満了に伴い新たに指定管理者を指定するもの</p>	<p>氏名、住所、電話番号、メールアドレス、加入団体、利用内容など利用承認申請書、制限行為許可申請書、使用料減免申請書及び承認等に係る決定通知書にある情報</p>	<p>本人から直接収集する。</p>	<p>管理運営業務仕様書で指定</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 個人情報の保護を徹底すること。</li> <li>(2) 事故等の報告義務</li> <li>(3) 業務上知り得た個人情報については、上越市個人情報保護条例により適正な取扱いをしなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報の漏洩の防止</li> <li>・目的外利用の禁止や第三者への提供禁止</li> <li>・提供資料の返還義務 など</li> </ul> </li> <li>(4) 業務の再委託の禁止</li> <li>(5) 指定違反等の場合の指定取消しや業務一部停止</li> <li>(6) 個人情報の管理についての調査に応ずる義務 など</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の利用承認に関する業務</li> <li>・施設及び設備の維持管理に関する業務</li> <li>・その他施設の管理に関し、市長が必要と認める業務</li> </ul>

上総第8828号  
平成28年3月28日

上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会  
会長 大森康正様

上越市長 村山秀幸

上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会条例の規定に基づく諮問について

上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会条例の規定に基づき、下記の特定個人情報保護評価について諮問します。

記

- 1 上越市子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付等に関する事務（私立幼稚園）
- 2 上越市子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付等に関する事務（公立幼稚園）



# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
48	上越市子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付等に関する事務(私立幼稚園) 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上越市教育委員会は、子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付等に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

新潟県上越市教育委員会

## 公表日

[平成26年4月 様式2]



# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	私立幼稚園入園運営事務
②事務の概要	<p>・子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づき、私立幼稚園の入園及び利用者負担額の算定に関する事務を行う。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、子ども・子育て支援法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、以下の事務に利用する。</p> <p>① 子どものための教育・保育給付に係る支給認定(利用者負担区分の決定等)の申請の受理・審査・応答</p> <p>② 子どものための教育・保育給付に係る支給認定(利用者負担区分の決定等)の変更申請の受理・審査・応答</p> <p>③ 子どものための教育・保育給付に係る支給認定(利用者負担区分の決定等)の職権による変更に係る事実についての審査・応答</p> <p>④ 子どものための教育・保育給付に係る支給認定の取消しに係る事実についての審査・応答</p> <p>⑤ 子どものための教育・保育給付に係る支給認定証再交付申請の受理・応答</p> <p>⑥ 利用者負担額の算定に関する事務</p>
③システムの名称	<p>・子ども・子育て支援システム</p> <p>・住民基本台帳システム</p> <p>・団体内統合利用番号連携サーバー</p> <p>・自治体中間サーバー</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
児童台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 番号法第9条第1項及び別表第一の第8項及び第94項</p> <p>2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第8条 (※別表第一第94項に係る命令は未公布)</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[ 実施する ]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>1. 別表第二における情報提供の根拠なし</p> <p>2. 別表第二における情報照会の根拠 第16項及び第116項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条 (※別表第二第116項に係る命令は未公布)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	上越市教育委員会 教育総務課
②所属長	教育総務課長 滝澤 良文
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	上越市 総務管理部 総務管理課 〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	上越市教育委員会 教育総務課 〒942-8563 新潟県上越市下門前1770番地 電話025-545-9243

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人未満(任意実施) ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない



# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
49	上越市子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付等に関する事務(公立幼稚園) 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上越市教育委員会は、子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付等に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

新潟県上越市教育委員会

## 公表日

[平成26年4月 様式2]

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	上越市立幼稚園の入所及び保育料に関する事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育法(昭和22年法律第26号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づき、上越市立幼稚園の入所及び保育料に関する事務を行う。</li> <li>・特定個人情報ファイルは、学校教育法、児童福祉法、子ども・子育て支援法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、以下の事務に利用する。</li> <li>① 子どものための教育・保育給付に係る支給認定(利用者負担区分の決定等)の申請の受理・審査・応答</li> <li>② 子どものための教育・保育給付に係る保育の必要性に関する事項等の届出及び書類の受理</li> <li>③ 子どものための教育・保育給付に係る支給認定(利用者負担区分の決定等)の変更申請の受理・審査・応答</li> <li>④ 子どものための教育・保育給付に係る支給認定(利用者負担区分の決定等)の職権による変更に係る事実についての審査・応答</li> <li>⑤ 子どものための教育・保育給付に係る支給認定の取消しに係る事実についての審査・応答</li> <li>⑥ 子どものための教育・保育給付に係る支給認定証再交付申請の受理・応答</li> <li>⑦ 保育料の徴収に関する事務</li> </ul>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども・子育て支援システム</li> <li>・住民基本台帳システム</li> <li>・団体内統合利用番号連携サーバー</li> <li>・自治体中間サーバー</li> </ul>
2. 特定個人情報ファイル名	
児童台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 番号法第9条第1項及び別表第一の第8項及び第94項</li> <li>2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第8条 (※別表第一第94項に係る命令は未公布)</li> </ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[    実施する    ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 実施する</li> <li>2) 実施しない</li> <li>3) 未定</li> </ul>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</li> <li>1. 別表第二における情報提供の根拠なし</li> <li>2. 別表第二における情報照会の根拠 第16項及び第116項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条 (※別表第二第116項に係る命令は未公布)</li> </ul>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	上越市教育委員会 学校教育課
②所属長	学校教育課長 竹内 学
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	上越市 総務管理部 総務管理課 〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	上越市教育委員会 学校教育課 〒942-8563 新潟県上越市下門前1770番地 電話025-545-9243

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人未満(任意実施) ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数が	平成27年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数が	平成27年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果

特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

